7 創業

新規創業後の販路を開拓したい

取組み例

新規創業後の販路開拓の際に要する広告宣伝 (創業してから1年以内の方)

対象経費

新規創業後の販路開拓を目的とした広告宣伝費及びそれらに伴う旅費等 (旅費については市内での活動は対象外。)

限度額

30万円又は対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



既存店舗をリフォームしたい

取組み例

市内業者が行う店舗リフォーム工事

(建築後3年以上を経過し、かつ、1年以上事業を実施している店舗。 過去5年以内に同補助を受けていない店舗。その他諸条件あり。)

対象経費

既存店舗の改築、修繕などの工事費

限度額

20万円又は対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額

申請から補助金支払いまでの流れ



- ※事業実施後の申請は、補助対象とはなりません。必ず事前相談の上、申請してく ださい。
- ※事前相談により予算が確保されるものではありません。
- ※申請は、1事業者につき年度内1回限りです。



令和5年度 善通寺市 中小企業振興

支援事業



善通寺市のがんばる中小企業を応援します

善通寺市はSDGs経営を応援します。

補助対象者

● 善通寺市内において事業を実施している中小企業者

(個人事業主:住民票要件廃止 法人:登記所在地要件廃止)

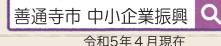
申請期間

- 令和5年4月3日(月)から令和5年12月22日(金)まで。 ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。
 - ※事前相談により予算が確保されるものではありません。
 - ※申請は、1事業者につき年度内に1回限りです。

受付場所・お問い合せ先

善通寺市産業振興部商工観光課(市役所3階)

住 所: 善通寺市文京町二丁目1番1号 電話: 0877-63-6315 FAX: 0877-63-6356 E-mail: shoukan@city.zentsuji.kagawa.jp



1 人材育成

業務に関する資格取得や、社員研修を充実させたい

取組み例

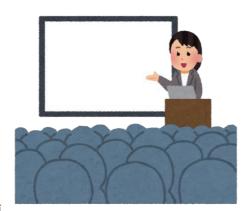
業務に関連する研修に社員を参加させたり、社員研修のための 講師謝礼、又は新規資格取得等の人材育成への取組み

対象経費

人材育成に係る研修の受講料や講師謝礼、資格試験の受験料 (普通車運転免許の取得及び既に取得している資格の更新は対象外)

限度額

20万円又は対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



2 IT等活用

自社ホームページ等を作成してPRしたい

取組み例

販路開拓を目的とした自社ホームページ等の新規作成又は変更、 ネットショップの新規出店又は開設

対象経費

自社ウェブサイト作成・変更に係る委託費、作成ソフト・マニュアル 等の購入費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入料、 独自ドメイン取得料、ネットショップ入会金等

限度額

10万円又は対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



3 展示会出展

新たな販路を開拓したい

取組み例

販路開拓のための展示会等の出展

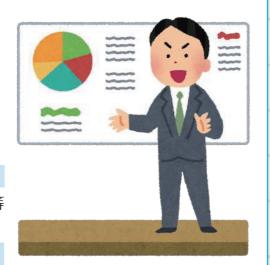
(イベント・物産展等での販売を主目的とした出展を除きます。)

対象経費

販路開拓を目的とした展示会等への出展に要する旅費、借上料等 (市内での活動は対象外。)

限度額

10万円(県内の活動にあっては5万円)又は対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額



4 新規事業広告宣伝

新製品や新規事業をPRしたい

取組み例

新製品等のPRや新規事業分野での販路開拓の際に要する 広告宣伝(新製品等販売・新規事業開始後3年以内のもの)

※新規事業とは産業分類が異なる分野への進出や、市場での新規性が ある新製品等をいいます。

対象経費

新規事業のPRを目的とした広告宣伝費及びそれらに伴う旅費等 (旅費については市内での活動は対象外。)

限度額

30万円又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額

5 デザイン等活用

自社商品(製品)のパッケージを刷新したい

取組み例

デザイナーや専門家を活用したパッケージデザインなどの開発 や改良、自社ブランドの構築

対象経費

ブランドデザイン会社・ブランドのコンサルティング会社への 委託費、印刷製本費等

限度額

20万円又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額

6 経営革新

専門家の招へい、各種機関と連携したい

取組み例

経営革新のために行う専門家の招へい又は相談、各種学校や 企業との連携、事業継承又は6次産業化に向けた取組み

対象経費

経営革新に係る専門家の招へい又は相談に要する各種経費、各種学校又は企業等との連携による研究費、事業継承又は6次産業化に向けた取組みに要する経費、その他必要と認められるもの

限度額

30万円又は補助事業の対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低い方の額





